

令和元年度 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりとなります。

健全化判断比率

指 標 名	令和元年度決算	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	14.02%	20.0%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	19.02%	30.0%
実 質 公 債 費 比 率	11.4%	10.8%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	81.5%	87.6%	350.0%	

※これらの指標は、地方公共団体が通常水準の行政を行う上で、必要な一般財源の総額である標準財政規模に対する割合で算出されており、令和元年度の七飯町の標準財政規模（臨時財政対策債を含む）は70億6,727万3千円となっております。

■各指標名の内容

・実質赤字比率について

実質赤字比率とは、普通会計の標準財政規模に対する赤字の程度を指標化したもので、令和元年度決算における実質赤字がないため指標は算出されません。

・連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全ての会計の黒字・赤字を合算し、七飯町全体としての実質的な赤字の割合を指標化したもので、令和元年度決算における連結実質赤字がないことから算出されません。

・実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方債返済額の標準財政規模に対する割合を指標化したもので、令和元年度決算における実質公債費比率は11.4%となり、昨年度より0.6ポイント増加しております。

・将来負担比率について

将来負担比率とは、地方公共団体の地方債や公営企業、第三セクターなどの出資法人を含めた全会計における将来負担の可能性のある現時点での支出額について、標準財政規模に対する割合を指標化したものです。令和元年度決算における将来負担比率は81.5%となり、昨年度より6.1ポイント将来への負担が減少しております。

令和元年度決算における健全化判断比率は以上のとおりとなり、「財政健全化計画」を策定しなければならない財政状況では黄色信号とも言える「早期健全化基準」や、「財政再生計画」を策定し、国による関与の下で財政再生を行わなければならない財政状況では赤信号とも言える「財政再生基準」を超える指標はありませんでした。

資金不足比率

指 標 名	会 計 名	令和元年度決算	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	—	20.0%
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0%
	土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	20.0%

・資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業会計における資金不足の割合を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、「経営健全化基準」を超える資金不足が発生した公営企業は「経営健全化計画」を策定し、経営健全化に努めなければなりません。

令和元年度決算における資金不足はいずれの公営企業会計にも発生しておりません。なお、資金不足比率は公営企業会計の性質上、長期の経営により将来解消できる資金不足額を差し引くこととされています。